

# 議会運営委員会記録

平成20年12月11日（木）

於：第1委員会室

# 議会運営委員会記録目次

平成20年12月11日（木）

出席委員	1
枚方市議会委員会条例第21条による出席者	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午前10時6分）	2
請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する 請願	2
長沢秀光総務部長の説明	2
野口光男委員の質疑	3
本市の職員が第2清掃工場建設工事に係る談合事件の公判を傍聴して得 た情報に基づく争点の説明について	
第2清掃工場建設工事に係る談合事件の公判に関する新聞報道内容の真 偽確認の有無について	
西村健史委員の質疑	4
第2清掃工場建設工事に係る談合事件の公判で本市の職員が行った証言 内容を資料として提出することについて	
第2清掃工場建設工事に係る談合事件の公判で本市の職員及び元職員が 行った証言内容を資料として提出することに対する市長の見解について	
第2清掃工場建設工事に係る談合事件の公判で本市の職員及び元職員が 行った証言内容を資料として提出することについて要望	
堀井 勝委員の質疑	8
議会運営委員会として資料要求の手続を適正に行うことについて要望	
西村健史委員の質疑	8
議会運営委員会として資料要求を行うことについて要望	
小野裕行委員の質疑	8
第2清掃工場建設工事に係る談合事件の真相解明を公判に委ねるとした 本市の方針が妥当であることについて意見表明	
野口光男委員の質疑	8
第2清掃工場建設工事に係る談合事件の公判で行われた証言内容の真偽 確認の有無について	
第2清掃工場建設工事に係る談合事件の公判の終了を待たずにその中で 行われた証言内容の真偽を確認することについて要望	
高橋伸介委員の質疑	9
地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願 に対して一定の結論を出すことについて要望	
休憩（午前10時47分）	10
再開（午前11時23分）	10
榊田義則委員の反対討論	10

西村健史委員の賛成討論	1 1
堀井 勝委員の賛成討論	1 2
請願第 1 号採決	1 2
散会宣告（午前 1 1 時 3 6 分）	1 3

# 議会運営委員会 委員会記録

平成20年12月11日(木曜日)

## 出席委員(10名)

委員長	榎本正勝	委員	高橋伸介
副委員長	梶田義則	委員	三島孝之
委員	野口光男	委員	有山正信
委員	西村健史	委員	小野裕行
委員	堀野久兵衛	委員	堀井勝

## 枚方市議会委員会条例第21条による出席者

市長	竹内脩	企画財政部次長	北村昌彦
副市長	木下誠	財政課長	宮垣純一
副市長	奥野章	総務部長	長沢秀光
理事兼企画財政部長	井原基次	コンプライアンス推進課長	
市長公室長	岸弘克		堀川嘉久
企画財政部参事	福井宏志		

## 本日の会議に付した事件

1. 請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願

## 市議会事務局職員出席者

事務局長	山下寿士	議事課主任	吉田章伸
事務局次長	伊藤隆	議事課員	中村有紀子
議事課長	五島祥文	議事課員	井田昌誕
議事課課長代理	鈴江智	議事課員	遠山喬士
議事課係長	沖卓磨		



○榎本正勝委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。伊藤事務局次長。

○伊藤 隆市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、10名です。

以上で報告を終わります。

(午前10時6分 開議)

○榎本正勝委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会運営委員会を開き、請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願の審査を行います。

○榎本正勝委員長 審査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

なお、本委員会室に確保した傍聴席を上回る傍聴希望者が来られた場合は、第4委員会室でモニタースピーカーによる音声傍聴を許可します。御了承願います。

○榎本正勝委員長 これから審査に入ります。

請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願を議題とします。

○榎本正勝委員長 まず、理事者から、今般配付した資料の説明をしたいとの申し出がありますので、これを許可します。長沢総務部長。

○長沢秀光総務部長 おはようございます。

総務部の方から委員の皆様へ配付させていただきました資料につきまして、御説明させていただきます。

この資料につきましては、委員長要請に基づいて作成させていただきましたものですが、公判内容につきまして、主観を交えることを避けるため、あえて新聞記事の収集といった形で作成させていただいたものでございます。

それでは、資料をごらんください。

資料は、大きく分けて2つのものがございます。

資料1は、第2清掃工場建設工事に係る談合事件の公判経過について、新聞記事に沿ってまとめさせていただいております。

資料2は、中司 宏前市長、小堀隆恒前副市長、初田豊三郎前府議について組まれております公判期日についての一覧表となっております。

資料1をごらんください。

平成19年6月18日、大林組の森井繁夫、大阪府警の平原幸史郎がいわゆる談合罪で起訴されたことを初めに、同年9月14日には平原幸史郎、9月21日には森井繁夫及び山本正明と小堀前副市長、さらに10月15日には初田前府議に対する刑事事件の公判がそれぞれ大阪地方裁判所で始まり、大林組の関係者につきましては、控訴事実を認めたことから、森井、山本の両名に対して本年1月11日に有罪の判決があり、判決が確定したところでございます。

本年1月16日には平原幸史郎に対しての有罪判決がありましたが、同人は、この判決には事実誤認と量刑不当があるとして、大阪高等裁判所に控訴しました。

7月23日には大阪高等裁判所においてその控訴が棄却されましたので、8月4日に最高

裁判所に上告手続をとり、現在に至っているところでございます。

本市の関係者に関しましては、小堀前副市長、初田前府議については、初公判後、期日間整理手続に入り、中司前市長については公判前整理手続に入り、その後、公判は開かれず、争点整理のため、1年ほど期間を要することとなりました。

本年9月19日には初田前府議の公判が、10月27日には小堀前副市長の公判がそれぞれ再開され、10月21日には中司前市長の公判が始まり、現在も続いているところでございます。

それぞれの項目につきまして、AからVまでのアルファベットを付け、それに対応する新聞記事をファイリングしております。

恐れ入りますが、末尾の資料2をごらんください。

これは、中司前市長、小堀前副市長、初田前府議について組まれております公判期日を一覧表にしたものでございます。

中司前市長については20日間、小堀前副市長については13日間、初田前府議については16日間の公判期日がそれぞれ組まれており、初田前府議、小堀前副市長については来年2月2日、中司前市長については2月4日にそれぞれ論告、弁論、結審という予定で、今後、公判が進んでいくと聞いております。

以上で、配付させていただきました資料の説明とさせていただきます。

○榎本正勝委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。野口委員。

○野口光男委員 新聞報道の資料をいただきまして、大変わかりやすく作っていただきましてありがとうございます。

この間、公判が進められているわけですけれども、先ほど部長の方からは、主観を避けるため、こういう新聞報道ということで報告があったわけですけれども、市の方としてもこの公判の傍聴をされているわけですけれども、このような新聞報道を見させていただいたわけですけれども、主観を避けるということもあるかと思うんですけれども、市の職員として傍聴していただいておって、今、何が争点になっているのか、具体的に、この間の議会運営委員会の中でも裁判を見守るということもありますので、何か説明することがあればお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○長沢秀光総務部長 お答えいたします。

正直に言います、やはり職員が傍聴には行かせていただいております。当然、公判の場ですので、記録といったものは特にとれないという状況でありまして、その中で、やはり傍聴に行かれています方それぞれの主観でもって、その公判の争点というものをそれぞれの形の中で把握されているのかなということもございますので、市といたしまして、この分についてのコメントというのはなかなかできないというふうに考えております。

○野口光男委員 この裁判についても、市民の方も傍聴されていますし、このような新聞報道も読まれていると、こういうふうに思うわけですけれども、このようなことを読んで、多くの市民の方も疑問に思っていることもあると思いますし、その疑問に答えるのも、この議会の役割ではないのかなというふうにも思うわけですけれども。

また、この中で、議会として確認すべきことがたくさんあると、この報道を読んでも私としては思うわけですけれども。事実、この間、石本建築事務所の問題についても、公判

では明らかにならなかったけれども、先日報告があったように、枚方市に対して不正を行ったという事実もありますし、また、公判の中では前市長や前副市長がさまざまな発言もしているわけですから、このことに関して、やっぱり議会としても調査する必要があるのじゃないかなというふうに思うわけですが。

特に、この間の公判の中で、プラントと建屋の分離発注がどのように決まっていたのかということが争点にもなっているようですけれども、分離すればなぜ談合防止になるのかということが、市民の方も非常に疑問に思っている面もあります。

(仮称)第2清掃工場建設検討会議の第13回では、その当時の会長から、談合防止の方策を話し合うのではなく談合のメリットがなくなるようにすることを念頭に置いて考えていただきたいというような発言もありますし、14回では、一括方式と分離方式でいずれが不正介入の機会が少ない発注方式なのか考えて議論いただきたいと、冒頭で会長が提案していますけれども、そのような議論もされていない中で分離発注が決まっていた経過があるわけですが、その決まっている経過の中で、今、公判の中でも多々述べられていますけれども、平成15年5月6日と平成16年1月16日の2回にわたって、枚方市の幹部職員が元大阪府警の警部補、この元警察官からレクチャーを受けて、その指示どおりの契約に結果としてはなっていると。

私は、この問題も決算特別委員会の場で質問したわけですが、そのときの答弁は、事実があったかどうか聞いていないという答弁だったわけですが、きのうの公判の中で、この間、中司前市長とか前副市長、そして市幹部が平原から説明を受けていると証言をされていたわけですが、きのう、元助役が、都合2回、幹部職員が複数で元警察官から説明を受けたと証言しているわけですが、市として、このことについて、現時点で確認をしているのかお聞きしたいと、このように思います。

○榎本正勝委員長 野口委員、まず、資料の説明に対する質疑を行った後に、その他の分へ移らさせていただきたいなど、私なりに筋書きを書いていたわけなんですけど、いかがでございましょうか。きのうの公判ということもあるんですが、取りあえず、出ている資料についての質疑にもう一度要点をまとめてお願いできませんでしょうか。

○野口光男委員 というようなことは、例えば、新聞報道でも既にされていると思うんです。この新聞報道をされている経過について、市として確認をしてきたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○長沢秀光総務部長 作成の関係もございまして、資料につきましては、11月の末をもって最終的なものとさせていただいております。

今、委員の方からありました、昨日のことも含めましては、ちょっと対応はできていないという状況でございます。

これまでから公判の状況の中でいろんな証言も出てくるということはあるので、それは、公判の中での議論、これを注視していくということで、市としては考えております。

○西村健史委員 もう、ほかの委員さんがいないというふうな状況ですので。

私どもは、本請願に関しては、一貫してこの請願趣旨にのっとって、今、枚方のこういう事件になりましたから、一刻も早く議会としてもやろうじゃないかと。特に、公判に委ねるといふような枚方市の姿勢ですので、私たちができることは何かというのは、この間、いろ

んな形で論議されてきたと思うんですよね。

私は、今回、こういう形で総務部の方から資料をまとめて出していただいて、本当に感謝申し上げたいと思うんです。私も、同じように、こういう新聞記事と同時に、ずっと傍聴に行っていて、私自身の傍聴資料は、こんな感じになってきているんですね（資料の程度を示す）。これは、コンプライアンス推進課の堀川さんも御存じなんです。高橋委員も、私と同じような形で、よく行って、聞いています。

その中で、私たち議会に知らされていなかったこと、先ほど野口委員もちょっと申し上げましたけれど、そういうものがたくさんありました。ですから、そういうものをもっともつと明らかにしていかなければ、私は、枚方市の体質は変わらないと思うんです。今回、この事件で市長が替わったと。それで、枚方市の体質というのは、本当に根本的に変えていかなければいけないというふうに、私は思うわけですね。

例えば、ちょっと皆さん、この議会運営委員会の資料の一番最後を見ていただきたいんですが、資料2ですね、新聞報道が29日ですから、11月28日までの中司 宏前市長の公判、ここまでの新聞報道が、今、総務部から資料として出されていると。この間、12月3日に初田元市議、小堀前副市長、5日に中司前市長、それから8日、9日、10日と、こうきているわけですね。

とりわけ、きのうは3人の、併合というふうな言い方をされていましたが、併合の公判が行われました。3人合同の、ということですね。だから、この間、ちょっと抜けたところが、この当局からの資料にはあるんですね。

ちょっと、これは参考例として聞いていってくれたら結構なんですけれど、例えば、12月8日、小堀前副市長の公判が開かれたんです。これは、資料2を見てもらったら結構ですけど、小堀前副市長、12月8日になっています。大阪地裁の603号であったわけです。検察側の証人として出されたのが、初田元市議であったわけですね。そこで非常に重要な証言がありました。

検察側の証人として、初田元市議がこういう証言をしていたわけですね。それは、建屋の契約に当たっては、第1回目の入札公告の前に、初田元市議が中司前市長にこの金額では大林組はだめと言っているということを報告して、前市長の反応はどうだったんですかと検察官が聞いていましたら、びっくりして困っている様子だったと、こういう形で初田元市議が証言しているわけですね。

そして、2回目の入札のとき、これは、初田元市議は大阪府警の元警部補から大林組でいくぞということを聞かされて、その後、大林組の元顧問に確認したと、本当に大林組がとるのかということで。大林組がとるということを確認して、それを中司前市長に伝えたという証言が、12月8日にあったんです。

報告すること自体はいろいろあるかもわかりませんが、入札前に一市議会議員が大林組がとると言うこと、現職市長がそれを聞くということ、このこと自体は非常に大きな問題があると。その後、それに基づいてどういう指示を出したのかとか、そういう問題とかはありますが、そんなのはちょっと横に置いときますけれど、報告を受けたと。確かに、市長はいろんな報告を受けるわけですが、契約成立後、森井氏らが市長室に来て、市長自身もあいさつをしているという証言もありますので、これは大変重要な問題だというふうに思うんです。



それとか、12月10日、きのうは、前市長と元市議、そして前副市長の併合公判が行われ、証人として出廷されたのは、堀家元助役だったわけです。

裁判では、皆さんも御承知のとおり、今回出されている資料の中でも書かれています、反対市議と言われている人ですが、岡市元市議の行動について、堀家元助役は、こういうことを言ったんですね。

第2清掃工場の敷地の一部である汚泥処分地、問題になりましたね、私たちも現地調査へ行ってどういう状況かというのを見ましたが、汚泥処分地の工事に関し、大成建設から工事の関連資料が送られてきたということで、この大成建設というのはこの反対市議とつながっているということがずっと言われているわけですが、こういうことで、工事関係資料、設計図書に基づいたいろんな形の資料が送られてきて、その後、岡市元市議から電話があったと。その二、三日後に初田元市議が堀家元助役のところに来て、この資料を先に持った業者が有利に働くと、これは業界の常識だと、こういうことで、これを前市長にも伝えて、初田元市議と前市長とでこの資料の一切を送り返したと、こういう生々しい証言が出たんですね。

今のコンプライアンスの関係でいきましたら、これは完全に記載されるべきものであるわけですけど、こういう事態が、この間の、きょう出された資料以外の最近の公判なんです。これから、来年の2月2日・4日がちょうど地裁の結審になりますので、普通、平均的には1カ月後に判決と、こういうふうなことが言われているわけです。先ほど、今の時点ではちょっとコメントは難しいと長沢さんはおっしゃったんですけど、こういうことを言われて、また、市民の方も傍聴に来られていますので、本当に枚方市としてもっと調査をしなければいけないのに調査しない、そしてまた、いわゆる外部委員会でも、結局、調査自体は行わないと、こういうことをお決めになっているわけですから、やはり、今、私たち議員のチェック機能の出番であると、そういうふうに本当に思うわけです。

裁判の経過、本当に長沢さんなんかはずっと見ておられて、上司に報告なさって、市として、先ほども野口委員がちょっと関連した質問をしましたけれど、本当にコメントできなくても、例えば、市の職員が公判でいろいろな証言をしているんですね。そのことについてどうなのかということも明らかにしてもらって、これは市の職員ですから、現職の市の職員、市役所をお辞めになった方も証言なさっています。それは、新聞にも、今回の資料にも出てきていますが、記憶にございませんの連発でした、私の記憶ではね。そういうことなどは報告できるというふうに思うんですけど、どうなんでしょうか。

一つの資料としてですよ、いわゆる枚方市自身の考え方としてではなくて、いろんな議論を、議員の方が傍聴に行けないから、議員の方にも知ってもらおうと。新聞にも載らないと、こういうことに関してどうなのかということで。それはどうなんでしょうか、市の職員の方が証人として発言された、こういうことは、すぐ、せめて議会運営委員の皆さんには、これを渡すという点ではいかがですか。

○榎本正勝委員長 西村委員に申し上げますけれども、質問をもう少しまとめて発言いただきますようお願いしたいと思います。

○西村健史委員 最後の1点というのは、市の職員が証言した、その証言内容ぐらいは、例えば、これは資料として出してはどうですかと、こういうことを言っているわけです。

○長沢秀光総務部長 突然でしたので、ちょっと内部的な整理はできておりませんが、や

はり一つの発言なりを出すに当たっては、その発言、それだけですべてがわかるといったものではないのではないかというふうに思っておりますので、やはり、そういった発言内容が十分な理解が得られるようなものであればまた違うかと思えますけれど、一つの証言をされたということだけをもってお出しするのはいかがなものかというふうに、私自身は考えております。

○西村健史委員 私たち議員とか、市民もそうですけれど、今、言われたことは、新聞報道でしかわからないわけです、傍聴に行かなければね。ところが、傍聴したくてもできないという方もおられる。市の職員がこういう形でやっているというのは、証言からお帰りになったときに御本人から聞かれて、検事、また弁護士の方からこういうことの尋問があったという形で、それは知らせることはできると。

ほかの民間の人たちは、法廷では録音もできませんから、詳しいことが書けないので、事実のみを書いていかないと、ある意味では大きな問題にも、人権問題にもなりますから、慎重に扱わなければいけません。それは、よくわかっていますからね。

ただ、市の職員の方とか、つい最近お辞めになった市職員の方の証言というのは、当然、市としてお聞きになって、それを議員とかにお配りするというのは、これは、市ができないことでも何でもありませんよ。はっきり言えば、民間会社でいえば我が社員ですよ。我が社員が法廷でどういう証言をしたのかということぐらいは出せるでしょうと、こういうことなんです。それは断片的ということではなくて、そういう経過を出していったということですから、これは、ぜひとも出していただきたいというふうに、私は思うんですけれどね。傍聴に行かれない方を含めて、よくわかっていただく、御理解いただく、両方の論がありますから、今、それが裁判所で闘われているわけですから、私どもも、それを公平な第三者の立場で見えていくと、そしてどうなのかということが必要だと思うんです。議会運営委員会で、本当に100条委員会を開いてやるべきかということがわかりますのでね。

市長さん、前市長の時代に外部委員会が設けられて、その委員会はもう調査はしないというふうな形で、このたび談合情報対応マニュアルを出していただいたわけで、これも新聞に掲載しておりましたですね。こういう活動をなさっていただけてますが、その事件の概要調査、それをしていくという任務は、今、持っておられないわけです。だけど、今、簡単にできることは、裁判所で証人とされた市の職員、この間まで市の職員であった方の証言は出せるので、これは、これに全くかかわってこられていない新市長としての姿勢をきちっとする意味で出していただきたいと思うんですが、いかがですか、市長、市長の決意を。

出すのはできないとおっしゃっているわけやから、今度、市長の英断が必要になってくるからね。どうでしょうか。

○竹内 脩市長 ちょっと僭越でございますが、当委員会は、私の理解では、本市を巡る談合事件の調査委員会ではないと思っております。市民の方から出てきた、100条委員会を設置してほしいというその請願をどう扱うのかということをお議論され、結論を出される場であるというふうに、私は理解しております。

そういうことでございますので、今の西村委員からのお話につきましては、この議会運営委員会の中で一委員からそのような御意向が示されたということで、私としては、本日はそのような形で受け止めさせていただきたいと思えます。

以上です。

○西村健史委員 答弁は結構ですけれど、私を一委員という形で言われたわけですね。

先ほども申し上げたとおりで、ほかの民間業者、大林組の社員とか、そういう人たちが発言していることを言ってるんじゃないんですよ。我が社員の発言のことを言ってるわけですよ。それぐらいのことができなくて、今、民間会社のコンプライアンス、もっと厳しいですよ。そういうことでありますので、ぜひとも、市長さん、そういうことをちょっと検討しておいてください。よろしく願いいたします。

私、これで終わらせてもらいます。

○堀井 勝委員 委員会としてそういうものを求めるなら求めるということで、それはよろしいやん。

今、市長の発言があったように、議会運営委員会は、我々が議会としてどうすんねんということを決める場であって、参考意見を述べてくれというのは、僕は問題ないと思うけれども、結論めいたことを出せと言われると、それは、向こうはガードをきつう閉めまんがな。

そやから、うちがそういう公式なものを求めたいのであれば、委員会できっちりまとめて、委員長を通じてそのことを理事者に言わんと、僕は筋が通らんと違うかなと、こういうふうに思うわけです。

○西村健史委員 堀井委員がおっしゃっていること、堀井委員も、私も、もう議員を20年以上やっているわけですから、よくわかっているわけですよ。議会運営委員会として、市長に、また理事者に対して申し入れをしよう。

きょう、こういう形で、議会運営委員長の計らいで資料を出していただいていると、こういうことですから、今、枚方市として出せる資料があるでしょう。だから、その中にそれを入れてもらったらいんじゃないですかということで、一委員として、まさに市長が先ほどおっしゃったような形で、私は要望したわけです。そういうことだったら、私は、委員長にも要望させてもらいます。

以上です。

○榎本正勝委員長 委員長としまして、西村委員の要望をお聞きいたしましたので。

○小野裕行委員 今、西村委員、るるおっしゃいまして、聞くにつけてよくわかるのは、公判の中でぼちぼちといろんなことが明らかになっているということが明確になってきた。要するに、庁内で調べてわかるようなことでしたら、もっともっと早く明るみに出ているということで、それがわからないから、いろいろ公判の中で証言をとって、検察が調べて明らかになっているということが明確になってきているということ、今、西村委員はおっしゃったので、私、かえって、今、枚方市がとっている方針、公判に委ねて、公判の結果が出た後、例えば、道義的な責任があるとか、そういうことであれば別に問う必要があるかもしれないけれども、今のところ、私は、公判に委ねるのが正解であると思います。

意見だけ申し上げておきます。

○野口光男委員 先ほども言いかけたわけですが、元警部補が説明を、レクチャーをしたというのがありますね、2回の説明をしたと。これは、別に公判が終わらなくても、市として確認することは当然できると思うんですね。公務としてそういう会合が行われていたということが述べられているわけですから、それについて市として確認したのか、お伺いした

いと思います。

○長沢秀光総務部長 先ほど市長からもありましたように、今回の談合事件につきましては、公判に委ねるという形でこれまでから整理させてもらっておりますので、そういったことは、公判の中で明らかになるものというふうに理解しております。

○野口光男委員 公判は、あくまでも刑事裁判ですから、有罪か無罪かということをする裁判です。

ただ、私が聞きたいのは、市政の中でどのように進められていたのかということを確認する上で、都合2回、平成16年1月14日、また15年5月6日と、こういう会合、これは個人的に会われていたわけではなく、複数の幹部職員が集まって、いわゆる談合防止についての助言をもらったというようなことの会合について、市としても確認する必要があるのではないかというふうに思うわけですが、これは公判に委ねることではないというふうに思いますし、市としてもそういうことを全く調査しない、公判が終わるまでしないということを改めて言われたわけですが、全くおかしいなというふうに思います。

○高橋伸介委員 私どもの会派では、昨年12月に請願が回ってきましたときは、私、ちょうど議会運営委員をやっておりました。5月で役員の改選があつて池上典子議員が委員になって、先週、また私に替わりましたんですけれども、まだ結論に至っていないんだなど。この取り扱いですよ、これは、あくまでも市長も先ほど述べられましたように、議会運営委員会として、この請願の取り扱いをどうするかということですからね。

今、野口委員からの御発言、そして西村委員からの御発言もあつて、公判の内容に触れておられるんですが、私も、極力、公判は傍聴するようにしております。既に15人ほどの証人尋問が終わりまして、残るは3名ぐらい、あとは被告人同士の証人尋問というスケジュールで進んでおります。

同じように尋問されておりました、これは主観を述べられましたので、ちょっと私の感じたことなんですけれども、同じ公判を傍聴していて、こうも印象が違うのかという思いで、西村委員の御意見を聞いておったんですけれども。

この事件というのは、もともとこの請願趣旨にもありますように、役所ぐるみの官製談合と言えるのか、いわゆる談合の関与の度合い、主体的に役所側がやったのかどうか、それから大林組がとった建築の価格が適正であったのか、この3つが争点になっているんですが、私、15人の証人尋問を聞いている限り、その3つがいずれも薄れていくんですね。これは印象ですから、また別の結果が出るかもしれませんけれども。ですから、公判を聞いていて云々というのは、この場で述べることではないように思っております。

やはり、100条委員会を設置することによって、議会として、検察側主張とはまた違う形で、どこまで深い調査ができるのか、その可能性があるのかどうかというのが、この場で問われて、この請願の取り扱いをどうしていくべきかということの話をすべきであつて、私自身は、今の段階で100条委員会を設置しても、確かに公判を聞いている限りにおいて、こんな思いで証言されているのかとか、こういうところで接点があつたのかというのはありますけれども、主にこれが先ほど申しました3つに大きく影響を与えるとは考えられない。

としますと、この請願については、やはり市民が出してこられている請願ですから、議会としても、今、この100条調査を行うことによってどれだけ実効性があるのかということ

を考えたときには、一旦、一定の結論を出してあげるべきではないかと。

また、2月2日、2月4日に論告求刑があって、判決はまたそれ以降ですけれども、そのすべてが終わった段階で、僕のすべてというのは論告求刑なんですけれども、裁判官が判断されるのは春ですけれども、その2月を待って、改めて、新しい証言が出たな、これはどうだったんだろうということで議会側から100条委員会設置の要請が出るもよし、特別委員会設置の要請が出るもよし、また全員協議会で報告を受けたいということが出てくるもよしということで、取りあえず、この請願の取り扱いについては、あまりにも長い期間ずっと引き延ばされたような思いを持っておりますので、私自身は、そろそろ議会運営委員会としても決着を見てもいいんじゃないかなという印象を、久し振りに出していただいて、持ったところでございます。

以上です。

○榎本正勝委員長 暫時休憩します。

(午前10時47分 休憩)

(午前11時23分 再開)

○榎本正勝委員長 委員会を再開します。

他に質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○榎本正勝委員長 これをもって質疑を終結します。

○榎本正勝委員長 これから討論に入ります。

まず、榎田委員の討論を許可します。榎田委員。

○榎田義則委員 本委員会における請願第1号の採決に当たり、採択に反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の談合事件については、前市長、副市長及び元市議が逮捕、起訴され、多くの市民の方々の行政に対する信頼を損なうという、本市にとっては未曾有のゆゆしき事態となりました。これまで先進的な入札・契約制度を誇ってきた本市でこのような事態となったことは大変遺憾であり、まさに断腸の思いでございます。

本市議会としても事態を重く受け止め、昨年からこれまで数回にわたり全員協議会を開き、また、徹底調査等を求める決議を可決するとともに、多くの議員が代表質問や一般質問の質問項目、また決算特別委員会や予算特別委員会の質疑項目として取り上げるなど、限られた情報の中で機会あるごとに疑義をただし、議会としての使命を果たすべく、懸命に取り組んできたところでございます。

こうした状況の中、昨年12月、地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置を求める旨の請願が提出されました。請願要旨からは、市民の談合事件に対する関心の高さ、危機感をうかがい知ることができまじし、また、大変多くの署名を集められた御努力に対し、心から敬意を表するところでございます。

提出された請願に対し、その採択の是非を巡り、昨年の12月より約1年間にわたり、本委員会において慎重かつ精力的に審査が行われてまいりました。しかし、本委員会としては、裁判の進捗を見据えて慎重に判断すべきであるという観点から、これまで本請願に対する結論を見送り、閉会中継続審査としてまいりました。

現在、談合事件に係る関係者の元大阪府警警部補や大林組関係者に関する判決が出されて

いるものの、前市長、前副市長、元市議に係る本格的な刑事裁判手続は、この秋にようやく始まったところでありまして、それぞれ幾度も公判が開かれるなど、審理の真ただ中でございます。

その公判においては、それぞれの被告人が無罪を主張して検察と真っ向から対決する姿勢をとっておりまして、多くの市の関係者も証人として出廷するなど、激しい論争が繰り広げられております。このように、事件の真相解明に向けた1審の審理については、今まさに佳境に入ったところであります。また、主張が真っ向から対立している中であっては、控訴の見通しも含め、確定判決に至るまで、裁判の長期化も必至の状況となっております。

こうした状況から判断すると、司法において真相解明に向けた取り組みが懸命に進められている中、請願要旨にあります談合の真相解明に向けて議会の100条調査権を行使して証人訊問等を行うことができたとしても、公判で行われたものと異なる証言等を引き出して独自に真相に迫ることができるとは、到底、現時点では考えられません。

仮に、司法手続に入っていない段階において、議会として独自の調査が行える状況であるならば、100条調査委員会の権限を十分に生かすことができ、特別委員会を設置する意義は大いにあったというふうに考えますけれども、現在の状況において、刑事裁判とは別に本市議会として独自の調査を行うということは、残念ながら甚だ困難であると言わざるを得ないと考えています。

このようなことから、今回の事件の真相解明については司法の手に委ねざるを得ず、議会として実質的な効果に疑問符の付く方策は選択すべきではないというふうに考えております。

議会としては、真相を自ら解明するという点からは距離を置き、公判や市が進める談合防止対策の進捗状況を注視しつつ、適宜、全員協議会を開催するなど、全議員による提言を積極的に行っていくことが、現在選択すべき最善の道だと考えます。

なお、司法権を侵さない範囲での調査権の行使は可能であるという議論もありましたけれども、理念としては理解できるものの、実際に100条調査を行う上で、正確にその線引きを行うことは、甚だ困難であるというふうに考えます。

加えて、請願要旨にあります談合排除都市宣言についても、刑事裁判の動向を踏まえた上で取り組むべきであり、現時点では時期尚早であると考えます。

以上、慎重に判断する観点からこれまで結論を見送ってまいりましたが、これ以上結論を引き延ばすことは請願者の願いにも反すると考えられることから、本請願については、現時点で一旦採択すべきではないと判断せざるを得ないと考えております。

なお、議会としては、自分たちの責任において、今後も公判の動向を見極めながら、市政に対する市民の信頼回復に向けて議員一人一人が全力を尽くすべきであるということを強く決意表明するとともに、また新たな状況が発生し、議会として100条調査の必要性を確認した場合には、自らの議員提案によって積極的に取り組んでいくべきであることを提言し、私の討論とさせていただきます。

以上でございます。

**○西村健史委員** 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願を、採択すべき立場から討論を行います。

本請願は、仮称第2清掃工場の建物工事を巡る官製談合に対して、その事件の経過や問題

点を調査して、そして研究し、清潔、公正な枚方市政に資するために、地方自治法の規定に基づき調査特別委員会を設置してほしいという、当然な市民の願いであるわけであります。

今回の官製談合事件では、2007年5月29日に捜査が入って、当時の市長、副市長、元市議など、本当に多くの逮捕者が出て、大混乱したわけです。現在行われている裁判は、先ほど反対討論でもありましたが、既に大林組関係者の判決が確定している状況の中で、引き続き、前市長、前副市長、元枚方市議の公判が開催中ですが、その中で、市職員を含むさまざまな証人が出廷し、議会にも知らされていなかった事実が次々と明らかにされているわけであります。

この間の枚方官製談合事件で明らかになったことは、大林組関係者も、元大阪府警警部補も、1審・2審判決で官製の談合の構図が認定されていることであります。本市議会でのこの間の質疑の中で明らかにされていないことが多々あることは、先ほども申し上げましたが、石本建築事務所の問題でも、住民、市民の運動が石本建築事務所と大林組の関係を明らかにさせたわけであります。

このような状況の中で、枚方市当局、そして前市長が委嘱した調査・談合防止対策委員会も、事実関係の調査、検証はしないわけです。だからこそ、今こそ、議会が、市民から選ばれた私たち議員として、100条調査特別委員会を設置するという事は、当初から申し上げてきたことであります。経過や問題点の検証を行っていくこと、清潔、公正な市政を築くために力を尽くすことこそ、市政に対する信頼を回復する道ではないでしょうか。

この間の本委員会の中では、いわゆる司直に委ねているからと、こういうことが一貫した論議でありました。私どもは、この間、そうではないと、今、枚方市が独自で調査できることがあるんだと申し上げてきて、具体的事実も申し上げたわけであります。そういうふうにならない状況に、誠に遺憾であります。

本請願は、私ども日本共産党議員団は、採択すべきものであることを最後に表明しておきたいと思えます。

**○堀井 勝委員** 今、賛否両論ありました。私は、請願をされる市民の権利、これは大変重要であるし、大切にしたいと、こういうふうに思えます。

議会は、議会運営委員会の場では、今、公判が行われているから、いくらこれをやっても真相究明にはならないだろうと、そういう見通しのもとに継続審査でやってきたと、こういうふうに思えます。

私は、きょうここで結論を出すことは、これはちょっと無謀ではないかなというように思います。議会が100条や110条でいろいろ調査をすることは、議会に与えられた権能でありますから、これを生かさずして市民の請願を打ち切るというのは、これはどうかというように私は思います。

したがって、まだまだ尽くさねばならない手はたくさんあるというように思いますので、この請願は、きょう打ち切るのではなくて、生かしていくということで、賛成をしておきたいと、このように思えます。

以上です。

**○榎本正勝委員長** これをもって討論を終結します。

**○榎本正勝委員長** これから、請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員

会の設置に関する請願を採決します。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○榎本正勝委員長 起立少数です。

よって本請願は、不採択とすべきものと決しました。

○榎本正勝委員長 以上で、本委員会に付された事件の審査はすべて終了しました。

よって、議会運営委員会はこれをもって散会します。

(午前11時36分 散会)



委員 長 榎 本 正 勝

議 長 出 井 宏